

## 第4章

# 松本市学校給食アレルギー 対応食提供事業の流れ

## 第4章 松本市学校給食アレルギー対応食提供事業の流れ

### 1 事前調査・情報収集

入学する全児童を対象とした食物アレルギー状況把握のための事前調査等を通じた情報収集を行います。養護教諭、給食主任を中心に、できるだけ早い時期から実態を把握するために次の機会等を活用して事前の情報収集に努めます。あくまでも本人からの直接収集が基本です（松本市個人情報保護条例（平成30年条例第2号。以下「保護条例」という。）第8条）。

#### (1) 直接収集

##### ア 就学時健康診断

養護教諭等が事前に配布する就学時健康調査表、食物アレルギー状況調査表を基に、養護教諭を中心に必要に応じて保護者から聞き取り調査を実施します（単独調理校においては、栄養教諭・学校栄養職員も加わり実施します。）。

##### イ 新入学児童保護者説明会

食物アレルギー体質を含めた健康課題等を有する児童の保護者を対象に、説明会後養護教諭との個別面談の場を設定します。その際、医師から除去を指示された食物が、引続き除去を必要とするかどうか改めて医療機関を受診し検査することを保護者に依頼します（単独調理校にあっては、次節で触れる対応食提供事業事前説明会を兼ね今後の手続きについての書類を配布する場合があります。）。

#### (2) 間接収集

事前に保護者に保護者以外の者から情報収集することについて同意を得た上で行うこととします。

##### ア 幼保小連絡会、小中連絡会等

現在の食物アレルギーの対応状況等の情報について引き継ぎます。間接収集であることから間違った情報、古い情報の可能性もあるので留意します。

##### イ 主治医、学校医等の医師

必要に応じて相談し、その児童・生徒に関わる食物アレルギー対応についての指導・助言をもらいます。

### (3) 取得した個人情報の取扱いについて

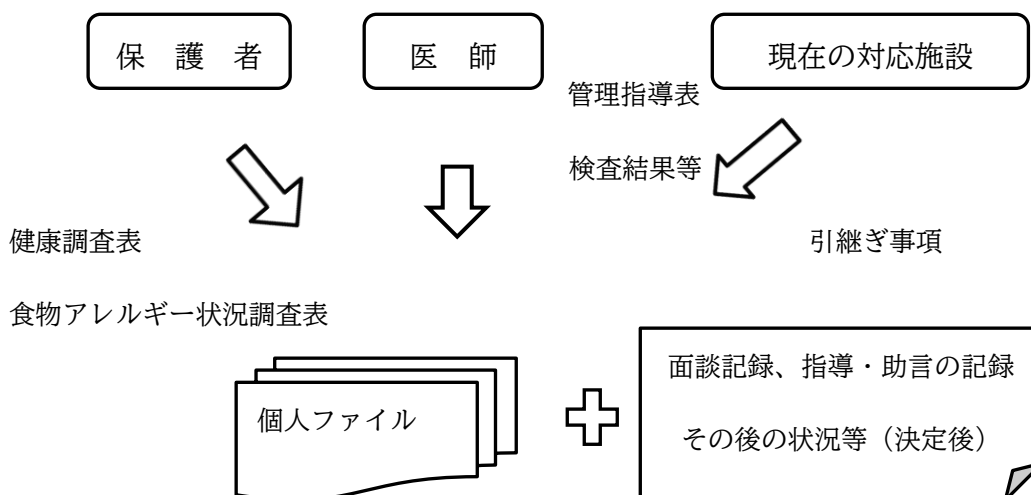
#### ア 個人ファイルの作成

学校でアレルギー対応のために取得した個人情報は、個人ごとにファイルを作成し、保管します。特に以後の事務手続きの中で対応食実施となった児童・生徒については、学校及び学校給食関係者の双方が同様の情報を各々持つように努めます。

#### イ 個人情報の管理

プライバシーの保護に十分配慮した管理を行います。本人の同意なしに目的外利用及び外部提供はできませんので（保護条例第9条）、進学先や転出先の学校等へ情報を引き継ぐ際には注意が必要です。

図2 個人ファイルの作成



## 2 意向調査・事前協議

対応食を希望する保護者に書類を提出してもらい、3者の面談により事業の説明と児童・生徒の詳細な状況について把握し、方向付けを行います。

### (1) 意向調査

#### ア 対応食提供事業事前説明会

栄養教諭・学校栄養職員は、事業を希望する保護者を対象に説明会を開催し、事業概要について説明するとともに、今後の手続きについての書類を配布します（単独調理校にあつては、前節で触れた新入学保護者説明会や個別対応で行う場合もあります。）。

#### イ 意向調査表・管理指導表の受理

以後実施要綱に基づく手続きになります。

栄養教諭・学校栄養職員は、対応食を希望する保護者から学校を通じて調理施設へ松本市学校給食アレルギー対応食実施意向調査表（様式第1号。以下「意向調査表」という。）と医師が作成した管理指導表等の提出を受けます（実施要綱第4条）。

#### ウ 学校担任等による保護者面談

提出された書類をもとに、保護者との面談を行い、特に症状等について確認します。

### (2) 保護者との事前協議

#### ア 形式

各学校において3者による面談をします。

#### イ 内容

##### (ア) 学校給食で対応するアレルゲンの決定

主治医の診断をもとに3者の話し合いにより決めます。栄養教諭・学校栄養職員を中心に献立・調理方法等の説明をするとともに、実施した場合の3者の連携や学校での対応について確認します。また、意向調査表と管理指導表等の提出書類をもとに保護者からアレルゲンや個別の症状、家庭での除去食の状況、エピペン®の所持状況、服薬の状況等を詳しく聞き取り、記録します。この面談により対応の方向付けを行います。なお、除去の範囲が過剰とならないよう配慮します。

必要があれば保護者とともに主治医（又は学校医）と直接懇談する機会を設けます。除去食で不足する栄養素等を家庭の食事で補えるように協力を求めます。

(イ) 献立調整の方法説明

具体的な献立の確認・調整の方法（第4章1(4)を参照してください。）について説明します。

(ウ) 緊急対応の確認

a 養護教諭等は、食物アレルギー症状が出た場合の保護者及び主治医の緊急連絡先、対応してもらえる医療機関等を事前に確認しておきます。

b 緊急時に使用する薬剤等の持参を医師から指示されている場合は、どこにあるのかを確認します（本人の管理が困難なときは安全に保管できる場所を決めておきます。）。

c 過去にアナフィラキシーを起こしたことがある児童・生徒に対する対応  
過去にアナフィラキシーを発症したことがある等特定のアレルゲンによりアナフィラキシーを起こす可能性のある児童・生徒については、命に関わる場合があることから、保護者及び主治医とよく相談の上、安全が十分に確保できると判断するとき、対応食を提供することとします。

安全が十分に確保できないと判断する場合は、弁当持参となります。その場合、喫食までの間の衛生管理について各学校で配慮する必要があります。また、アレルゲンの微量の混入によっても、強い反応を起こす可能性がある場合は、児童・生徒の精神面にも配慮しながら、安全面について細心の注意を払う体制整備をしておく必要があります。

### 3 事業申請・決定

対応食を希望する児童・生徒の保護者から事業申請を受け、教育委員会で審査し、決定します。

(1) 事業申請

事前協議を経た上で事業の実施を申し込もうとする保護者は、学校を通じて調理施設へ松本市学校給食アレルギー対応食実施申請書（様式第3号）を提出します。

## (2) 審査

教育委員会で必要性について審査を行います。判断基準について明確に定めたものは現状ありませんが、おおむね次の条件をいずれも満たす場合、対応食を提供することとしています。

対応食の実施決定に関わる判断基準（参考）

- a 医師の診察、検査により、その児童・生徒が食物アレルギーを有する者と診断されていること。
  - b アレルゲンが特定されており、医師から食事療法を指示されていること。
  - c 家庭でもアレルゲンの除去を行う等の食事療法を行っていること。
- ※ 条件を満たさないものであっても、特別の事情がある場合には実施することがあります。
- ※ 調理施設や学校の事情で実施できない場合は、保護者と協議の上決定します。

## (3) 決定

### ア 決定権者

教育長の専決により教育委員会としての決定を行います（松本市教育委員会事務委任、専決、代決規則（昭和34年教育委員会規則第4号）第4条第6号の反対解釈。同規則第10条及び第17条の規定では、学校給食課長及び学校長の専決事案に該当しないため専決できません。）。

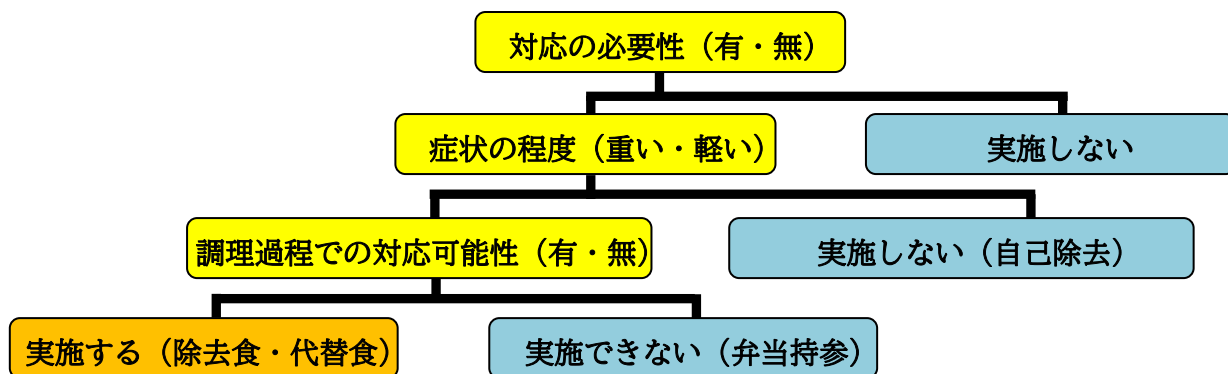
### イ 通知の仕方

学校を通じて松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施決定通知書（様式第4号）で結果をお知らせします。

#### ウ 決定内容

おおむね次図のように区分できます。

図3 決定内容の種別



※ 「症状の程度」は、アレルギー症状の度合いのほか、アレルゲンの学校給食における使用頻度等を加味して判断します。

※ 「実施」となった場合でも、献立によっては弁当持参日となることもあります。

#### (4) 決定に異議のある場合

保護者の希望に添えない場合、理由を正しく伝え、保護者の理解を得ることが大切です。法的には、事業における申請に対する決定はいわゆる行政処分ではなく、実施の申込みに対する承諾・不承諾の意思表示にとどまり、行政契約に当たると考えられることから、決定に対して異議を申し立てることはできません。

## コラム 給食における食物アレルギー対応の課題

主治医及び松本市医師会学校保健衛生委員会の尽力で、食物アレルギーを有する幼児の食物制限の解除が入学頃までに行われるケースが増え、学校給食センターの対応能力上限を超えずに済んできたという評価をいただいています。引続き、幼児期までに耐性が得られやすい食物アレルゲンは、最新の医学的知見に基づき、予防ないし最大限早期に摂取可能とすることが必要です。

一方、ナッツ及び果物・野菜のアレルギーについては、幼児期後半から学童期において近年増加しており、中には給食時の初発例も見られます。このアレルギーについて、児童・生徒、家庭、教職員に対して定期的な注意喚起と啓発を行い、早期に医師による診断と、家庭及び学校における適切な対応につなげていく必要があります。

アナフィラキシー発生時の対応水準が年数を経て低下しないよう、関係者の定期的な訓練を引続きお願いします。

### 4 対応食提供前調整

対応食を提供することとした関係者との事前調整を行います。

#### (1) 献立の作成

ア 栄養教諭・学校栄養職員は、医師の診断、指示等に沿ってアレルゲンを含む食品に注意を払った献立を作成します(加工食品については成分まで注意します。)

イ 一般の給食で使用する食材についても代替可能なものは食物アレルギーを有する児童・生徒が食べられる食材にする等配慮します。

ウ 保護者との確認・調整で必要となる書類(図4を参照してください。)を準備します。

#### (2) 献立確認・調整

栄養教諭・学校栄養職員は、代替食品等具体的な対応を記載したアレルギー献立表、材料配合表等について学校を通じて事前に送付し、保護者からその都度松本市学校給食アレルギー対応食実施承諾書(様式第5号。以下「承諾書」という。)及び主食・デザート類連絡表の提出を受けます(実施要綱第6条)。変更・注意点がある場合は保護者に記入してもらいます。なお、対応食を提供していない児童・生徒には学校から明細献立表を配布します。





## コラム 文書による確認は、我が身を助く

文書で確認をとる方法は一見煩雑にみえますが、次の点で優れています。

〈伝達性〉 広範囲に時間を超えて意思や感情等を伝えることができます。

〈普遍性〉 口頭伝達は言葉や態度によって受け手に誤解を与える場合がありますが、文書は受け取る側の主観に左右されることが少なく客観性があります。

〈保存性〉 意思や感情等の表示を長期にわたって保存できます。

〈的確性〉 口頭伝達は、記憶に頼るため、時間の経過とともに記憶が薄れ主観が入り込み、内容が歪められることがあります。文字は不動であり、固定しているため何回でも読み返すことができます。

承諾書等によって保護者の意思確認をすることは、万が一の事故の際、適切な対応だったか検証する不動の根拠になります。食に関する事業は、命に直結するという意味で他の事業に比べリスクが高い上、対応食の提供は一般給食と比べ更にリスクが高いということを自覚し、我が身を守るためにも文書による確認方法を徹底しましょう。

### (3) 実施献立等の作成

栄養教諭・学校栄養職員は、保護者から提出された承諾書を考慮した実施アレルギー献立表を作成し、保護者及び学校に送付します。給食時の注意点がある場合、学級担任に伝え、指導・助言します。

また、次の事項についても配慮します。

- ア 予定献立の中に1品でも食べられるものがあるときの一般給食との併用
- イ 混入・誤配が起こらないようなわかりやすい作業工程表と調理指示書の作成
- ウ 一般給食と同等の栄養確保に努めた対応食
- エ 代替食を行う場合、保存し管理する食数分を考慮した食材発注
- オ 一般給食を含めた献立の変更があった場合のアレルゲンの確認と対応
- カ 調理員と事前に調理作業について綿密な打合せを行った上で、対応食に関わる全調理員への的確な共通理解の構築

## 5 開始前打合せ

事前協議の内容や対応食提供前調整の方法等について、3者で相違なく共通理解されていることを最終確認します。

## 6 対応食提供

実際の対応食の提供に関わる現場対応を行います（緊急対応を含みます。）。

### (1) 調理過程

栄養教諭・学校栄養職員及び調理員は、調理施設においてアレルゲンが混入しないように次の点に留意して調理します。

- ア 除去食は、個人に応じてアレルゲンを料理に入れる前に配食します。
- イ 除去食で調理法が異なる場合には、予め使う食材を別に取り分けておきます。
- ウ 調理器具は、小鍋や小さなフライパン等を使用して調理、再加熱等します。その際、中心温度の確認を行います。
- エ 代替食のときは、必ず使用食材とできあがった料理（50g以上）を2週間以上冷凍保存し管理するとともに、必ず検食を行います。

### (2) 配送

調理員等は、調理施設からの誤配がないようにチェックします。

《チェックの方法・工夫》

- ア 表を活用し、複数人で配膳・配送チェックを行う。
- イ 対応食が確実に本人に届くための工夫
  - ・学校給食センターの場合、学校毎に個人別専用食器に入れた配送
  - ・単独調理校の場合、盛り付けた状態でトレーを利用した区別
  - ・対応食が提供される児童・生徒のクラスの食器カゴに個人カードを入れる。

### (3) 給食時間

学級担任が中心となり、安全で楽しい給食時間が過ごせるように次の対応をします。また、栄養教諭・学校栄養職員、給食主任は、各教室を巡回する等し、状態把握（特に誤食がないか。）を行います。

ア 準備まで

- (ア) 弁当持参対応の場合、児童・生徒の持参した弁当を、給食時間までの間、職員室で保存する等の管理をする。
- (イ) 対応食の場合、学年、クラス、氏名、献立名と除去内容等に間違いがないかメニューカード等を用い確認し、本人へ直接渡す。学級担任が不在のときは、個人ファイルを活用し、代わりの教職員が必ず確認する。

- (ウ) 食器カゴに個人カードが入っていることと、対応食が児童・生徒の手元に届いていることを確認する。
- (エ) 一般給食を併用する場合には、対応食を含めて全部揃ったかどうかを喫食直前に確認する。
- (オ) 対象児童・生徒が給食当番を行う際は、アレルギーに触れることがないような配慮をする。
- (カ) 自己除去対応の児童・生徒がいる場合、当日の献立と使用食品を確認の上、その児童・生徒に何を除去して食べるのかを聞き、確認する。
- (キ) 対象児童・生徒が欠席の場合は、保護者が学校給食センターへ連絡する（その場合、該当児童・生徒のアレルギー対応食は作らない。）。
- (ク) 早退等で児童・生徒が不在の場合は、学級担任がメニューカードにその旨記入する。
- (ケ) 給食開始時間（若しくは各校が定めた時間）になっても対応食が所定の場所に残っている場合は、該当児童・生徒のクラスに連絡をとり、状況を確認する。

#### イ 喫食中

- (ア) 誤食や症状が出ていないかどうか注意する。
- (イ) 原則として、対応食を給食用の食器に移し替えることはせず、ランチジャーの容器のまま食べることを基本とする。
- (ウ) 誤食等があった場合、我慢せずに必ず申し出られるような雰囲気づくりをする。
- (エ) 他の児童・生徒から一般給食を勧められたり、偏見や冷やかし等が生じていないかの注意とクラス全体で食物アレルギーに対する共通理解を図る。
- (オ) 自己除去の場合、適切に除去ができていないかどうか確認する。
- (カ) おかわりをする際にはアレルギーが含まれていないことを確認する。
- (キ) 緊急対応が必要な場合は処置をする（第6章を参照してください。）。

#### ウ 喫食後

- (ア) 対応食等がきちんと食べられたかどうかを確認し、メニューカードにサインする。
- (イ) 変調が起きていないかに注意を払い、運動誘発を含めたアナフィラキシー等への注意・配慮をする。
- (ウ) 保護者と連絡帳等を通じ、日々の給食の状況等の連絡・確認をする。
- (エ) 緊急対応が必要な場合は処置をする（第6章を参照してください。）。

## 7 懇談会

次年度も対応食の継続を希望する児童・生徒を対象に、毎年度末に保護者と栄養教諭・学校栄養職員の2者による懇談会を実施し、提出された最新の管理指導表等をもとに方向性を決定します。経過による症状の軽症化によっては、主治医と相談しながら対応の見直しを検討します。

### (1) 保護者との面談のねらい

- ア 対象の児童・生徒の情報を詳細に把握する。
- イ 児童・生徒の成長に応じた最低限の除去となるよう、除去の範囲を見直す。また、適切な受診と食物経口負荷試験等の食べられるようになるための取り組みを促す。
- ウ 学校生活において、学校給食以外に食品を扱う場面での対応の確認をする。
- エ 学校給食において対応可能な範囲の理解を得る。

### (2) 確認事項

- ア 対応食実施に伴う提出書類（管理指導表等）に基づいて次の事項を確認する。
  - ・ 受診医療機関、主治医名
  - ・ アレルゲン
  - ・ 食物アレルギーの症状、既往歴
  - ・ 食物経口負荷試験等の状況と今後の見通し
  - ・ 家庭での除去食や代替食の状況
  - ・ 学校生活における配慮点
  - ・ 緊急時の連絡、対応
  - ・ 保護者への連絡、薬剤の使用、エピペン®の所持・管理、エピペン®使用時の留意事項
- イ 共通理解に基づき、全教職員で対応する体制を構築するため、上記の確認項目を学校内で情報共有することについて同意を得る。

## 8 その他の手続き

### (1) 対応食の変更又は中止の手続き

アレルギーの内容等の変更又は事業の中止を保護者が希望する際は、学校を通じて松本市学校給食アレルギー対応食提供事業中止願（様式第6号）を教育委員会に提出してもらいます。

### (2) 対応食継続の手続き

事業は年度（4月から翌年3月まで）単位で行われることから、対象となる児童・生徒の保護者が継続を希望する場合、年度ごとに手続きが必要になります。

ア 事業申請・決定後の手続きは同じ

第4章 3 事業申請・決定のとおり、実施します。

イ 小学校で対応食だった児童が中学校に進学後も継続を希望する場合

同じ学校で継続する場合と同様の手続きになります。ただし、入学予定中学校において、3者での打合せを給食開始まで（遅くとも新年度の対応食提供初日まで）に行う必要があります。状況によって対応食の開始時期がずれる場合もあります。